

民生常任委員会

1 開 議 平成31年3月12日(火)

2 場 所 委員会室2

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第18号 大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について

日程第2 議案第29号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第28号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第24号 大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第25号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第26号 大田原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第27号 大田原市介護保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 陳情第2号 医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出を求める陳情書

民生常任委員会名簿

委員長	小池利雄	出席
副委員長	黒澤昭治	出席
委員	滝田一郎	出席
	中川雅之	出席
	君島孝明	出席
	引地達雄	出席
	本澤節子	出席

当局	保健福祉部長	岩井芳朗	出席
	市民生活部長	墨谷美津子	出席
	子ども幸福課長	遅沢典子	出席
	高齢者幸福課長	齋藤一美	出席
	国保年金課長	藤田いづみ	出席
	生活環境課長	松浦正男	出席

事務局	総括主幹	宇津野豊	出席
-----	------	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（小池利雄君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、タブレットの資料のとおりであります。

当局の出席者は、岩井保健福祉部長、墨谷市民生活部長、藤田国保年金課長、松浦生活環境課長、遅沢子ども幸福課長及び斎藤高齢者幸福課長であります。

議事に入る前に申し上げます。質疑の方法は、申し合わせにより、本会議同様一問一答方式とし、3回までとなっておりますが、3回を超える場合は委員長の判断となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎議案第18号 大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第18号 大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（墨谷美津子君） 市民生活部長の墨谷でございます。また、本日同席しておりますのは、国保年金課長の藤田、生活環境課長の松浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第18号については、議会本会議において議案単独上程の際、概略の説明をさせていただいたところではありますが、本日は改めましてご説明を申し上げます。

日程第1、議案第18号 大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について、松浦生活環境課長よりご説明をいたします。

○委員長（小池利雄君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） それでは、議案第18号 大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

資料28ページの議案書補助資料をごらんいただきたいと思います。また、29ページ、30ページの条例の概要のほうも一緒にご参照いただければと思います。条例制定の趣旨であります。再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始されて以降、大田原市内においても大小さまざまな太陽光発電設備が設置されています。これらの中には、自然環境等との調和が必要なケースや、地域住民、関係者への事前の説明不足、設置後の管理状況の不備などによりまして、市民の皆様から苦情や不安の声が寄せられる事例も見受けられるようになってきています。このため、太陽光発電設備の設置について、一定のルールのもと、許

可制または届け出制とすることにより、本市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図り、もって市民の生活環境の保全に寄与するために条例を制定するものです。

では、19ページをごらんください。第1条では、自然環境、景観及び市民の生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、本市の豊かで美しい自然環境等の維持及び保全を図ることを目的とすると規定いたしました。

20ページをごらんください。第3条では、本市における自然環境等は、先人が築き上げ、守り続けてきたかけがえのない郷土の宝であることに鑑み、市民共通の財産として現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、行政、設置事業者、発電事業者、土地所有者等及び市民は、その保持及び保全を図らなければならないことを基本理念といたします。

第8条では、抑制区域として、太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域を指定することができることを規定し、1号としまして豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域、2号としまして土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域、3号、本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域、4号、太陽光発電設備設置事業により周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域の4区域を定めます。

第9条をごらんください。本条例は、発電出力が10キロワット以上の事業用の太陽光発電設備を対象としますが、設置区域や発電出力によって許可制と届け出制に区分して運用いたします。第9条では、設置事業の許可等として、許可の対象を規定しています。抑制区域を含み、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備で事業を行う場合、または抑制区域にかかわらず発電出力が50キロワット以上の設備で事業を行う場合は、許可を必要とすると規定し、その際に市長は必要な指導及び助言をすることができることといたします。この場合、21ページの第11条としまして、地域住民、土地、建物所有者、自治会等の関係住民等に対し、設置事業計画についての説明会の開催を義務づけることを規定いたします。

24ページをごらんください。抑制区域外で発電出力が10キロワット以上、50キロワット未満の太陽光発電設備で事業を行おうとするときは、第19条、設置事業の届け出として、設置事業の着手前に市長に届けなければならないことを規定し、その際に市長は必要な指導及び助言をすることができることといたします。この場合、第20条として、事業の着手前に届け出にかかわる設置事業の周知として、関係住民等に対し設置事業の周知を図り、当該事業への理解を得るよう説明会に準じた対応に努めなければならないことを規定いたします。

次に、第23条、太陽光発電設備等の適正管理として、発電事業を実施している間は自然環境、景観及び市民の生活環境を損なわないよう、また災害等が発生する事態が生じることのないよう、当該発電事業を行う土地及び当該太陽光発電設備を適正に管理しなければならないと規定いたします。

25ページをごらんいただきたいと思います。さらに、第26条、発電事業終了後の適正処分等として、発電事業を終了するときは、太陽光発電設備、その他当該発電事業に用いた設備等を速やかに撤去し、適正に処分しなければならないことを規定いたします。

25ページから26ページにかけて、第30条、第31条、第32条では、設置事業計画に従って事業を実施していない場合や本条例に違反した場合など、当該事業者に対し必要な措置を講ずること等を勧告、命令することができることとし、その内容等について公表することができることを規定いたします。

第33条として、土地所有者等に対する求めでは、太陽光発電パネルについては、設置事業者または発電事業者が設備撤去を適切に行わなかった場合の対応について、土地所有者等に設備撤去を求めることができる内容を規定いたします。

27ページをごらんください。附則といたしまして、この条例は平成31年、西暦2019年10月1日から施行することとします。

経過措置といたしまして、設置事業の許可の規定は、この条例の施行日以降に工事に着手する設置事業について適用する。ただし、施行日以前に既に国の認定を受けている場合は、許可に該当する場合でも届け出とするといたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

本澤委員。

○委員（本澤節子君） 次代の熱源である太陽光の資源を、私たち人類がどのように利用するのかという点で非常に大切な今回の法整備だというふうに思いますが、現実には緑の山を切って太陽光を設置していくというようなことになると、気候の変動も含めて市民に大きな迷惑がかかるということが……

○委員長（小池利雄君） 本澤委員に申し上げます。簡潔にお願いしますと申し上げましたのと、それから何条に関する質疑かを明確にしてください。

○委員（本澤節子君） それで、そのような市民の心配の声がありますが、現実には許可を当てはまらないときには否定すると、許可を取り下げるといふことしか方法がないようにも思いますが、どうでしょうか。

○委員長（小池利雄君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 今回の条例に関しましてなのですが、まず条例の前にこの太陽光発電を設置するに当たっては、少なくとも34以上の例規、それと大田原市の役所内でいいますと11課、最低でも16係、これが関連してこの太陽光についての許可、あるいは届け出の審査をすることになってくると思います。そういった意味で、そういった法の縛り、あるいは市役所内での目といいますか、そういったものが届くものと考えております。

○委員長（小池利雄君） 本澤委員。

○委員（本澤節子君） 現実に市の考えている指導というような点が、法的な強制力というのはそんなにはないという感じを受けるのです。ですから、その点については市が今回の条例をつくることによる責任というのを、市民に対する責任、自然環境に対する責任、こういうものをどのようにきちんと行っていくのか、その点についてもう一度お願いします。

○委員長（小池利雄君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） これまで太陽光発電設備について、小さな苦情から、大きな苦情は余りないのですが、例えば下草の状態とかが悪いか、虫が発生するとか、そういったもので市民のほうからの苦情が上がっているケースがありました。それに対して、市のほうとしてはとりあえず設置事業者のほうに連絡するぐらいしかできなかったのですが、今回条例を整備することによりまして指導等ができる内容となっておりますので、そういった意味では設置と設置後の管理といいますか、それについての責任が果

たせるものと考えております。

○委員長（小池利雄君） 君島委員。

○委員（君島孝明君） この条例をまずつくっていただいたことに対してお礼を申し上げます。

それと、1つ質問なのですが、条例制定以前につくられている太陽光に関して、パネルに関して、今言われました下草とか伸びている状態、そういったものに対して今既存のものに対しても指導ができるかをお伺いします。

○委員長（小池利雄君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 設置に関しては、その施工と施工後のものについての附則であるように、施工後の取り扱いが定められておりますが、既存のものについて管理する部分については、この条例が適用されるようなものになっております。

○委員長（小池利雄君） 君島委員。

○委員（君島孝明君） もう一点、例えばメガソーラーをやっている業者が倒産してしまったという場合に、そのパネルの撤去に対してどのように条例でなっているか、教えてください。

○委員長（小池利雄君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 倒産する業者のようなところは以前から心配されておまして、今回条例のほうに地権者への求め、所有者への求めということで、その土地を貸した人について、もし倒産して、その事業者が対応できなくなった場合には、土地の所有者に最終的に撤去のほうをお願いできるという条項を1条含んでおります。

○委員長（小池利雄君） 君島委員。

○委員（君島孝明君） 例えば寒井のメガソーラーなのですが、この前つくったのはたしか土地を借りている。以前につくったのは、多分土地を売却しています。その買ったほうの業者がもし倒産したら、それはどうになりますか。

○委員長（小池利雄君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 条例の上では、土地の所有者までに対して撤去をお願いするという内容になっておまして、その土地の所有者が倒産というか、できなくなってしまったという場合につきましては、あとは廃棄物関係の条例、例規に従った取り扱いになってくると思います。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 私から質問させていただきたいのですが、今回の太陽光発電の設置事業の条例の制定に当たっては、パブリックコメントを行ったと思うのですが、それによつての今回の条例の変わったところがありましたら。

○委員長（小池利雄君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 具体的にパブリックコメントで変わったところにつきましてとの質問ですので、パブリックコメントのほう、5名の方から18件のパブリックコメントがございました。その中で具体的に変わったものとしましては、条例の第2条の部分で樹木等という表記をしているところがあるのですが、こちら最初に樹木としていた部分で、竹とかも入るのではないかという指摘がありまして、樹木等

と変えさせていただきます。

それと、関係住民等の部分につきまして、当初範囲の指定というのはしていなかったのですが、こちらについても意見がありまして、設置の境界から50メートル以内ということで、こちらの50メートルの部分も規則のほうであります、そちらに反映させていただきました。

それと、先ほどの質問の中にもありました、条例の第33条、この部分につきまして、発電事業者が設備の撤去を適切に行わなかった場合ということで、土地所有者等に撤去を求めるところができるというところを1条、正式にとするか、追加をしております。

具体的にはそのようなところですよ。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） その中で、全体会議の中でも質問があったと思うのですが、農用地という形での基準の中で、例えば農地の中で下を農地で使って、上を太陽光でという、そういうものが認められている部分というのがあるのですけれども、その辺の農用地の基準の中でどういうふうな基準になるのか、その辺は。

○委員長（小池利雄君） 市民生活部長。

○市民生活部長（墨谷美津子君） 下が農地、上が太陽光発電の場合は、農地法により一時転用の許可等が必要になってまいりますので、農業委員会のほうに事前に相談に行ってください。あとは、例えば駐車場が下にありまして、上に太陽光となりますと、建築基準法にかかってきますので、そちらの関係の部門のほうで相談をしていただくのが先決ということになってまいります。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 基本的に、例えば農用地で農業委員会のほうでという形でいく場合は、やっぱり10キロ以上という基準の中での話になるのか、10キロ未満と考えたときの、そういうときもやっぱり農業委員会のほうで許可というのを出しながらの協議というのを含めてやっていくのか、その辺。

○委員長（小池利雄君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 例えば農用地に太陽光をつけるということになった場合には、全て農業委員会のほうの農転の手続が必要になってきます。

（「何キロ」と言う人あり）

○生活環境課長（松浦正男君） キロは関係ないです。

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

次に、意見を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） この条例をつくっていただいて、私も本当によかったなというふうに思っています。

そうした中で、特に先ほど来話題になっています、過去のものについても適用されるとか、あるいは土地所有者にもその責任がある。そういう非常に条例の中でも重要な意味があると思いますので、その辺を含めまして、この条例施行になった折には市民の方に確実に周知をしていただく対応を、対応というか、変な意味ではないのだけれども、対策をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（小池利雄君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第18号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ご異議ないものと認め、議案第18号 大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第29号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） 次に、日程第2、議案第29号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（墨谷美津子君） 続きまして、議案第29号については、議会本会議において議案一括上程の際、概略説明をさせていただいたところではありますが、本日は改めましてご説明を申し上げます。

日程第2、議案第29号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、松浦生活環境課長よりご説明を申し上げます。

○委員長（小池利雄君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） それでは、議案第29号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

76ページの議案書補助資料をごらんください。改正の趣旨でございますが、本市の地域公共交通の見直しに伴う野崎、佐久山、湯津上地区へのデマンド交通導入により、区域内を運行する自家用有償バスの一部を整理し、運行経路を変更するため、大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正するものであります。

では、新旧対照表でご説明させていただきます。77ページをごらんいただきたいと思います。別表第3条関係中3、野崎方面循環線運行路線の短縮に伴いまして、主たる経由地を上石上から下石上に改正します。9の黒羽佐良土線を削除します。10の蛭田湯津上線運行路線の延長に伴い、起点をやすらぎの湯からなかざわ水遊園にいたします。主たる経由地に佐良土、湯津上を追加します。さらに、9に繰り上げまして、11、佐久山野崎駅線を削除し、12、大田原女子校線を10に繰り上げるものです。

75ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

本澤委員。

○委員（本澤節子君） デマンド交通の内容を豊かにするという今回の取り組みは非常に注目しているところで、ありがたいと思っているのですが、市民の要求としては玄関から玄関まで戻ってくるというような要求がございますが、その点ではどのような保障がされておりますか。

○委員長（小池利雄君） ちょっと待ってください。本澤委員に申し上げます。この議題に関する質疑を行っていただきたい。そういうことは次に意見の場がありますので、そこで申し述べていただきたいのですが、それでよろしいですか。

○委員（本澤節子君） いえ、内容について今聞いているわけです。

○委員長（小池利雄君） 条例の。

○委員（本澤節子君） ええ、そう。

○委員長（小池利雄君） 条例の内容にそんなこと書いてないですよ。

○委員（本澤節子君） デマンド交通なので。

○委員長（小池利雄君） だから、この条例改正に関する質疑を行っていますので、それ以外のところは意見で申し述べるか、後の別なところで質問していただきたいと思いますが、納得いきませんか。

○委員（本澤節子君） ちょっとそれでは遅いので。やはり今回の改正の内容の主たるところ、そこをお尋ねしているわけで。

○委員長（小池利雄君） 大丈夫ですか。質問されても、答えるの困るのではない。

本澤委員、もう一回申し上げます。今回の条例改正は、うちの玄関からどこまで行けるということのデマンドではない条例の改正で、路線バスが統合されたり、廃止されたりしているという条例ですから。それに関して今質問されても、執行部も答えられないと思いますよ。重要なところだというのは、本澤委員はそう思っていられるのでしょうかけれども、この条例に関してはそういうことはどこにも載っていませんので、意見のところ述べてください。

○委員（本澤節子君） わかりました。

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

それでは、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

本澤委員。

○委員（本澤節子君） 市民の中では、ともかく車が多くて、歩いて集合場所のところまで行くというのは非常に危険というような状況の中で、デマンド交通の中では玄関から、またそのおうちの玄関まで送り届けてもらうということが非常に重要な問題として提起されているところであります。やはり市民生活を守るという点でいうと、どうしてもこれはやらしてもらわなければいけない部分ですので、そういうものが全然考慮されていないと、別な路線の有償バスの路線の問題であって、デマンドの中でも自宅から自宅までというような考えは持っていないということであると、非常にやっばりまずいのではないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（小池利雄君） ほかに意見はないようでありますので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第29号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ご異議ないものと認め、議案第29号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第28号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） 次に、日程第3、議案第28号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（墨谷美津子君） 次に、議案第28号については、議会本会議において議案一括上程の際、概略説明をさせていただいたところではありますが、本日は改めましてご説明をいたします。

日程第3、議案第28号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、藤田国保年金課長よりご説明をいたします。

○委員長（小池利雄君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤田いづみ君） それでは、議案第28号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

70ページの議案補助資料をごらんください。あわせて73ページの概要もご参照ください。改正の趣旨ですが、平成30年度から都道府県が国民健康保険制度の財政運営の責任主体となり、県が医療給付に必要な経費を市、町に支払い、市、町は国民健康保険事業費納付金を県に納付することになりました。これに伴い、県から示される市、町ごとの標準保険料率等を参考に、市、町は保険税率等を決定することになりましたが、この標準保険料率等における課税限度額は、地方税法施行令に規定する課税限度額を採用していることから、本市においても国民健康保険税の課税限度額を地方税法施行令に規定する金額に改正するものであります。

また、旧被扶養者の減免については、特例で当分の間減免継続とされていたものを、均等割額のみ本則に戻すとされたことから、改正するものであります。

では、新旧対照表でご説明させていただきます。71ページをごらんください。第2条は、課税額を規定しておりますが、第2項ただし書き中、医療分の課税限度額の「52万円」を「58万円」に改め、6万円の引き上げとし、第3項、後期高齢者支援金の課税限度額の「17万円」を「19万円」に改め、2万円引き上げるものです。介護納付金の課税限度額は現行の16万円のまま据え置きますので、課税限度額合計を現行の85万円から8万円引き上げて93万円といたします。

第20号各号列記以外の部分は、第2条で改正となる医療分、後期高齢者支援金の課税限度額に係る改正であります。額については、第2条でご説明したとおりであります。

72ページをごらんください。附則第18項については、国民健康保険税の減免の特例について規定しておりますが、見出しを含め「平成22年度」を「平成31年度」に改め、「については」を「のうち所得割額については」に改めるものです。

69ページに戻りまして、附則としてこの条例は平成31年4月1日から施行するとし、経過措置としてこの条例による改正後の大田原市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明をお願いいたします。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 73ページなのですが、ここで課税限度額、現行85万円から93万円になるということでプラス8万円。根拠として地方税施行令に基づくという説明がありましたが、この上がる金額の率なのですが、非常に社会常識的にいろんな物事、値上げとかという場合に、余りにも一気に上がって、低所得者を支えるという意味合いはわかるのですが、そこそこの所得のある方でしょうか、これ。非常に負担感が高くて、市に対する不満とか、そういった部分もかなり想定するのではないかと、うふうに考えまして、その際、この施行令には基づくのですが、近隣市町でもやはりこれはやむなしということでこのような状況になっているのでしょうか。近隣状況のことをちょっと教えていただければと思います。上限額も含めて。

○委員長（小池利雄君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤田いづみ君） 近隣市、町の状況ということで、那須町は限度額に合わせて93万円という話は伺っております。那須塩原市は、現在89万円であったと思うのですが、それを条例を改正したかどうかというのはちょっと今のところまだ情報が入ってきておりませんので、改正する予定もあるという話も伺っておりましたので、改正しているとする93万円ということだと思っております。那須塩原市さんも事情が事情なので、もしかすると現行のまま見送る可能性もあったかと思うのですが、また詳しく調べまして、後でお伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はありますか。

本澤委員。

○委員（本澤節子君） 今回の課税限度額の引き上げの問題で、市民に対する影響というのはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（小池利雄君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤田いづみ君） 今回限度額を改正することによりまして、税額のほうが約1,400万円ぐらいい上昇する予定です。ただし、この方々につきましては、もともと限度額を超えていた世帯でありますので、通常でしたら例えば110万円課税のところを85万円で済んでいたというような世帯になってきますので、その世帯について、それが93万円まで上がるというようなこととなります。

以上です。

- 委員長（小池利雄君） 本澤委員。
- 委員（本澤節子君） 限度額を超えている世帯に対しては適正な税額をいただきますよということのようではありますが、基本的には大田原市は国保税の関係は非常に努力されていると思うのです。それで、低所得者の方たちが医療を受けることのできるような、そういうシステムというのをきちんと保持されているということは大切なことだと思っておりますが、今回の限度額のあれで無理というのは、余り押しつけているという状況ではないというふうに判断されていますでしょうか。
- 委員長（小池利雄君） 本澤委員、申し上げます。何が聞きたいのか、はっきりと簡潔に質疑をしてください。
- 委員（本澤節子君） その限度額が上がる市民の方たちが、財政の上で、家計の上で、無理というふうにならないというように判断されていらっしゃるのでしょうか。
- 委員長（小池利雄君） 国保年金課長。
- 国保年金課長（藤田いづみ君） 先ほども申し上げましたように、限度額をもともと超えていらっしゃる方につきまして、その限度額を上げるということですので、ほかの中間層の方々と比べましてもそれは適当な数字であるとは思いますが。
- 以上です。
- 委員長（小池利雄君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
- 次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。
- （「なし」と言う人あり）
- 委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、意見は終了いたします。
- それでは、採決いたします。
- 議案第28号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と言う人あり）
- 委員長（小池利雄君） ご異議ないものと認め、議案第28号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。
- ここで、市民生活部長、国保年金課長及び生活環境課長は退席していただいて結構です。
- （市民生活部長、国保年金課長、生活環境課長退席）

◎議案第24号 大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の制定について

- 委員長（小池利雄君） 次に、日程第4、議案第24号 大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
- 当局の説明を求めます。
- 子ども幸福課長。
- 子ども幸福課長（遅沢典子君） 議案第24号 大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。
- 資料は52ページからでございます。54ページの議案書補助資料をごらんください。これまで羽田小学校、

金丸小学校、奥沢小学校の3校におきましては、生涯学習課が所管いたします放課後子ども教室を実施しておりましたが、平成31年4月1日より子ども幸福課所管の放課後児童クラブ学童保育館に移行することになりましたので、大田原市学童保育館条例の該当箇所を改正するものであります。

新旧対照表によりご説明申し上げます。55ページをごらんください。第2条に規定しております別表を改正いたします。今回学童保育館に移行されます3校の名称と位置を別表に追加いたします。また、あわせて記載している順番を行政区の順番に並びかえております。

次に、53ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するといたします。

以上で大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回放課後子ども教室から学童保育館にという形なのですけれども、今までの放課後子ども教室での例えば学習アドバイザーとか、あとは安全管理委員という形での謝礼的なものもあったのですけれども、そういう人たちは完全に切ってしまう、今回のあれで切ってしまうという形になるのか、その辺を。

○委員長（小池利雄君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） お答えいたします。

支援員の方につきましては、これまで3校でご指導いただいていた支援員の方そのままに、学童になってからもお願いすることになっておりますので、中身は変わりはありません。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） そうしますと、今回の改定によっての利用者数というのがわかりましたら、奥沢小の利用者、大体。金丸小、羽田小は、利用者はどのぐらい今現在いるのか。

○委員長（小池利雄君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） お答えいたします。

羽田小学校が13名、金丸小学校が17名、奥沢小学校が35名でございます。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 今大田原市のほうでは、学童保育館は公設民営と民設民営という形で、そういう場合今回の3つは今現在法人でやっている学童保育になってますね。そういうところにやっぱり同じような形で委託するような形なのか、まるきり違う法人に委託するのか、その辺。

○委員長（小池利雄君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） お答え申し上げます。

この3校につきましては、民間の法人に運営を委託するという形で決定しております。それで、3校ともあいのかわ福祉会さんのほうへ民間委託で、公設の学童保育館として運営をお願いいたします。

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) 質疑はないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見をを行います。皆さんから発言ございますか。

中川委員。

○委員(中川雅之君) 今回学童がふえたという形なのですけれども、今のところ公設とか民設という形で、法人もやっぱり違っているという形なのですけれども、例えば内容的なものも含めて、やっぱり大田原市で一律の時間帯であったりとか、いろんなものも含めての一律的なものも含めて、ここは違う、あそこは違うというのではなく、やっぱり基準的なものをきちんと設けて、子供さんのためにという形での学童保育というものも考えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長(小池利雄君) ほかに意見はないようでありますので、意見は終わります。

それでは、採決いたします。

議案第24号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) ご異議ないものと認め、議案第24号 大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第25号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(小池利雄君) 次に、日程第5、議案第25号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

子ども幸福課長。

○子ども幸福課長(遅沢典子君) 議案第25号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

資料は56ページからでございます。58ページの議案書補助資料をごらんください。学校教育法の一部改正によりまして、平成31年4月1日から専門職業人の養成を目的といたします新たな高等教育機関としまして、専門職大学、専門職短期大学、専門職学科が創設されます。この専門職大学は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関でありまして、一般的な大学と同じように学位を授与され、4年生大学を卒業すると大学院への受験の資格を得ることができます。また、2年間の前期課程を修了した者につきましては、短期大学士の学位が授与され、この学位は国際的にも通用し、海外の大学に編入することもできます。2019年4月1日に開学することが認可されている学校は、高知リハビリテーション専門職大学、国際ファッション専門職大学、ヤマザキ動物看護専門職短期大学の3校のみであるとのことではありますが、準備不足で2019年度に開学するための認可を取り下げられた学校も14校あるということでもありますので、今後は認可される学校が増加すると思われれます。

この学校教育法の一部改正によりまして、放課後児童クラブの支援員の基礎資格を有する者として、こ

の専門職大学の前期課程修了者につきましても追加されたために、今回の改正を行うものであります。

59ページをごらんください。新旧対照表でご説明申し上げます。第10条は、放課後児童クラブの職員につきましても規定しておりますが、第3項第5号におきまして、学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、もしくは体育学を専修する学科、またはこれらに相当する課程をおさめて卒業した者に、括弧書きで「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を追加するものでございます。

57ページをごらんください。附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行いたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(小池利雄君) 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) 質疑はないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言ございますか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) 意見はないようでありますので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第25号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) ご異議ないものと認め、議案第25号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第26号 大田原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(小池利雄君) 次に、日程第6、議案第26号 大田原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

子ども幸福課長。

○子ども幸福課長(遅沢典子君) 議案第26号 大田原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

資料は60ページからでございます。62ページの議案書補助資料をごらんください。平成31年4月1日から子ども幸福課が子ども幸福課と保育課の2つの課に再編成されます。本条例に規定いたします大田原市子ども・子育て会議を所管する係が保育課に所属する保育係であることから、大田原市子ども・子育て会議条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。63ページをごらんください。第7条は、庶務の規定でございま

すが、「子ども幸福課」を「保育課」に改正いたします。

61ページをごらんください。附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するいたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 質疑はないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第26号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ご異議ないものと認め、議案第26号 大田原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第27号 大田原市介護保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） 次に、日程第7、議案第27号 大田原市介護保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤一美君） 議案第27号 大田原市介護保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット64ページからになりますが、66ページの議案書補助資料をごらんいただきたいと思います。高齢者が可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制づくり、いわゆる地域包括ケアシステムの強化のため、改正介護保険法第122条の3の規定により、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令において保険者の取り組みを支援する保険者機能強化推進交付金が平成30年度から創設されました。この交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等を目的とする地域支援事業に活用することになりますが、事業等に充当し、必要な取り組みを行った結果、当該年度の65歳以上の方に納めていただいた第1号保険料に余剰が発生した場合には、介護保険財政調整基金へ積み立てすることを可能とする取り扱いが国より示されているところであります。

しかし、本市の介護保険基金条例におきましては、積み立てることはできるものの、処分につきましては給付費等の財源に限定され、地域支援事業の財源目的には処分ができない規定となっております。今回

地域支援事業の財源不足が生じた場合でも基金の処分ができるよう、条例の一部を改正するものであります。

タブレット67ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第6条の「保険給付に要する費用の財源が不足する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改めます。

第1号は、介護給付及び予防給付の実施に必要な財源に充てるとき。第2号は、地域支援事業の実施に必要な財源に充てるときと追加をいたします。

タブレット65ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願ひいたします。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） ただいま上程されている議案についてでありますけれども、この部分で非常に予防介護ということで重要な意味を持つのだろうというふうに思いますけれども、ただ先ほどの説明で交付金が余ったときとか、交付金の限度内で用途を変えて、地域支援事業に使えるという説明であるかと思うのですが、まずそこのところをちょっとお聞きしたいと思います。要するに基金全てを際限なく、際限なくとか、これは地方自治として責任を持った中でやるのだと思いますけれども、限りなく使えてしまうものなのか、そこのところをまず確認したいと思います。

○委員長（小池利雄君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤一美君） 基金につきましては、地域支援事業と給付と両方に処分できるというような規定に今度は改正いたします。地域支援事業につきましては限度額がありまして、それを超えない金額で処分をいたします。

○委員長（小池利雄君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） そういうことになると、この条例だけ見ると、冒頭申し上げましたように、交付金の残に限りといったような記載がないと、この条例だけを読むと、際限なく使えてしまうのかというふうにも理解されてしまうのではないかと思います。そこのところはどのように理解するのか、お伺いします。

○委員長（小池利雄君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤一美君） 先ほどご説明いたしました保険者機能強化推進交付金につきましては、地域支援事業に充当して使うことになっておりますので、そちらのほうで決算とかで管理はできるというようなことでございます。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） やはり条例なので、条例もしくはこの次に何か出てくる規定か何か、要綱とか、そういうもので、その部分はやはり明確に記載しておかないと、条例だけを見たときとか、この会合にかかわっていない方は、その部分が理解しにくくて、このご時世なので、基金の中から予防のほうに相当な

ウエートで予算を執行していてもいいということに読み取りかねないのです。そうなった場合に、今大田原市で高齢者のうちの2割ぐらいが認定を受けているわけですが、そういった事業とか、この用途についても恐らく認定を受けない方でも使えるのだと思うのですよ、高齢者であれば。そういう点から見ると、やはりそのところは保険を払った部分については、その介護保険のほうでやっていくという、基金がある程度それで維持できないと、また際限なくこの保険が高くなっていく心配もあるかと思しますので……

○委員長（小池利雄君） 滝田委員、済みません。もうちょっと簡潔に、何か意見を述べているのか、質問なのか……

○委員（滝田一郎君） 簡潔というか、そこをちょっと説明しないと、ちょっと私の言いたいことが、質問の何というのですか……

○委員長（小池利雄君） では、続けてみてください。

○委員（滝田一郎君） ちょっとどこまで。そういうことなので、際限なく、際限という言葉は適切かどうか分かりませんが、保険給付者が見て、我々の保険はこれだけ使われて、また翌年も基金のほうに行ったりしながらも、これだけの財源で運用されているというふうな区分がはっきりできないとまずいと思うので、この条例の中にそういった部分を入れておく必要があると思うのですけれども、その辺についてお伺いします。

○委員長（小池利雄君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 今の滝田委員さんからお話は、要は基金のお金を今までだと保険給付にしか使えなかった。それが、今回の条例改正によって地域支援事業にも使えるというふうになったときに、今度保険料として集めたお金を全部地域支援事業のほうで際限なく、極端に言えばですね、大げさに言えばね、際限なく使ってしまうというのはちょっとどうなのだ。そういう形になってしまうので、そのところをきちっと条例でうたっていくべきだろうというふうなお話ですね。

（「そうです」と言う人あり）

○保健福祉部長（岩井芳朗君） それは、先ほども課長が申しあげましたように、給付費の今何%だけ、ある程度額が決まっています……

（何事か言う人あり）

○保健福祉部長（岩井芳朗君） いや、50ではなくて。ちょっと何年前だと3%以内というふうな基準があったのですが、今ちょっと介護保険法が変わりまして、算定の基準が違うのですが、地域支援事業も際限なく使えるわけではないのです。保険給付費のあるその額の何%というか、使える範囲が決まっていますので、それに充てることのできるということなので、必ずしも前年度の交付金が余ったからそれを積み立てて、翌年に際限なく使えるというふうなものではないので、改めてそういう制限を設けるというふうなことはなくても大丈夫だというふうなことで、給付については皆さんが使うサービスの保険料として今28%を、給付費の28%を保険料として負担するというふうなものがありますから、それはそれでできるのですが、地域支援事業については先ほども申しあげましたように、ある程度もう使える枠が決まっていますから、それ以上は使えないというのがあるので、今議員さんが心配される際限なく使ってしまうのではないかと、そんなには心配は要らない部分であるというふう

うには思っております。これについてもある程度国のほうからの準則というか、そういった形に基づいて直していくというような形でありますので、際限なくという、オーバーですけれども、際限なくというのはそれほど心配する必要はないかとは思いますが。

○委員長（小池利雄君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤一美君） 今定例会で補正予算で保険者機能強化推進交付金1,229万5,000円のを計上してご議決いただいております。

以上です。

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はないようでございますので、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第27号を原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ご異議ないものと認め、議案第27号 大田原市介護保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決定いたしました。

ここで、保健福祉部長、子ども幸福課長及び高齢者幸福課長は退席していただいて結構です。

（保健福祉部長、子ども幸福課長、高齢者幸福課長退席）

◎陳情第2号 医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出を求める陳情書

○委員長（小池利雄君） 次に、日程第8、陳情第2号 医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出を求める陳情書についてを議題といたします。

陳情第2号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○総括主幹（宇津野 豊君） それでは、私からご説明させていただきます。

タブレットに基づいてご説明いたします。医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出を求める陳情書です。陳情者は、クローバーハーツ癒しの夢工房代表、植村健一氏でございます。陳情の趣旨といたしまして、精神障害者に対して身体、知的の重度心身障害者の手帳保持者に対して認められている医療費の助成制度を同等に認めるよう求めるものであります。

この陳情者、クローバーハーツ癒しの夢工房様の活動内容でございますが、精神障害を持つ当事者やご家族の支援、家族の悩みを受けとめる支援活動、これは相談会、勉強会、教室等を開催されています。精神障害者が安心して暮らせるような制度やサービスの要望活動、それから機関誌の発行を行っております。それから、この陳情者の組織体制としましては、ボランティア6名で上記の活動をしていますが、栃木県に

ありますやしお会の正会員でございます。このやしお会といいますのは、昭和38年の9月の8日に設立いたしました、当時は社団法人ということで、栃木県精神障害者後援会というような組織でございまして、現在は任意団体でございますが、9つの団体が構成されています。

12月の定例会、または今回大田原市のように3月の定例会でこの陳情が出されておりますが、宇都宮市、日光市、小山市、佐野市と、その地区に福祉会があるところはその福祉会から提出されてございまして、県北につきましてはこの福祉会という団体がございませんので、このクローバーハーツ癒しの夢工房さんが大田原市を初め県北の市議会に陳情書を提出されたということになります。

それから、栃木県の重度心身障害者医療費助成制度の実情でございますが、重度心身障害者が病院などで診療を受けたときに支払う医療費の自己負担分をそれぞれの市町が助成すると、栃木県から市町に対象件数に応じて補助金が交付されるという内容でございます。流れといたしましては、利用者が各市町窓口申請をし、市町が受理し、県に報告、県から市町に補助金が交付されるという流れでございます。

それから、栃木県の重度心身障害者医療費助成度の対象者ですが、これは身体障害者の程度1から2級の方、2つ目が知的障害の程度が知能指数35以下の方、3として知的障害の程度が知能指数50以下で、身体障害の程度が3から4級の障害と重複している方ということでございまして、精神障害者は対象外となっております。

それから、関東他都県の助成状況でございますが、栃木県と東京都がその助成制度の対象外となっております、それ以外のところは全て精神障害者手帳の等級によりまして助成制度がございます。そんな中、東京都がことしの平成31年の1月1日からこの助成制度を施行したということでございまして、関東都県の中では栃木県だけが精神障害者への助成制度がないということでございます。

それから、今回のこの陳情と同様なものが県内の市議会で12月定例会に提出されてございまして、佐野市、小山市、それから矢板市、下野市議会、この4市議会で審議がそれぞれ常任委員会で行なわれて、この4つの市議会とも結果は採択ということになってございます。そのときの主な論点といたしましては、精神障害者への助成がなされていないのは、当時東京もまだなされていなかったもので、東京都と栃木県のみと、栃木県の対応がおくれているというような各市議会の委員会の論点があったやに伺っております。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、これより陳情第2号に対する意見を行います。

君島委員。

○委員（君島孝明君） 皆さんご存じのように、障害者差別解消法というのが平成28年に施行されています。

そこで、なぜにこの精神障害者が差別されているのかと、ちょっと私も納得いかない状況であります。それで、栃木県が非常におくれていると。それ以外、関東都県においては東京都がことし、31年1月1日から制度施行ということで、ぜひともこれ栃木県でも早急に対応していただくように意見書を出していただきたいと思っております。

○委員長（小池利雄君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 私もこれは当然陳情をやっていく必要があると思うのですが、ただ一つ、栃木県の認めてこなかったという、この理由というのは何らかあったのでしょうか。もし事務局で把握できていましたら。

○委員長（小池利雄君） 事務局。

○総括主幹（宇津野 豊君） 栃木県で認めていないという理由については確認しておりません。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回の陳情の提出している陳情者ということで、きょうも来られておりますけれども、その中で先ほどのやしお会という会があります。それはやはり栃木県の精神保健福祉会という県の一つの団体であるという形なのですけれども、今回各地域に精神障害者の援護会というものがある地域に対しての陳情という形で、今回クローバーハーツさんが大田原市のほうへ出したのですけれども、なぜ栃木県精神保健福祉会、やしお会として出さなかったのか。私は、その辺がちょっと疑問に思う部分がありました。

その中で、例えばやしお会だと調べてみると、大田原地区にも精神障害者の援護会というものはあることはあるのですけれども、今現在休会という形になっているので、その辺も含めてもやっぱりなぜ個人的な団体、団体というか、個人での陳情の提出になったのかが、その辺が各地域の例えば佐野市、小山市、矢板市、下野市もそうなのですけれども、そのやしお会の地区の精神援護会の名前で出ているのか、県の精神障害者援護会で出ているのか、その辺がちょっとわかったら。

○委員長（小池利雄君） 事務局。

○総括主幹（宇津野 豊君） 私がやしお会さんに電話させていただいて確認したときには、この今タブレットにあります9団体、宇都宮市、日光市、小山市、佐野市、足利市、この団体、福祉会があるところは福祉会名で出していると。それ以外のところは、県北の場合クローバーハーツさんが出していると。やしお会という形では出していないという話は伺いました。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） そうすると、例えば県のほうのやしお会のほうで、例えば今回もいろんな全国大会みたいのもやると、栃木県知事がいて、宇都宮市長がいてとかという形でのそういうふうにお呼びしている中で、なぜその団体で一つにまとめて出せないのかなというのが非常に私は不思議に思う部分があります。

ただ、内容的にはやっぱり栃木県だけという形で、それがやっぱり精神障害に対してのものがないということに対しては認める部分があるのですけれども、やっぱり出し方に非常に私も疑問に思う部分があったので、その辺も含めても、はっきり言ったらきょうおられるのですけれども、私はもう一度栃木県精神障害者援護会というきちんとした団体があるのであれば、そこに対してきちんとその名前で出していただいたほうが非常にありがたかったのかなと思う部分もあるのですが、その辺で質問というのではないのですが、その辺で私としては内容的にはやっぱり非常に認めていく部分は大きいので、その辺は認めてあげたいと思います。

○委員長（小池利雄君） 本澤委員。

○委員（本澤節子君） 今回陳情ですか、出していただいて、本当によかったと思います。

やはり声を出しづらい、そういう方たちですので、公の政治の場所の中ではなかなか取り上げてもらえ

ないのですが、現実生きるという意味では非常に苦勞しているわけですので、やはり対等、平等の権利をきちんと保持してあげることが大切だろうと思います。

以上です。

○委員長（小池利雄君） ほかに発言はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ないようであれば、陳情第2号に対する意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

それでは、陳情第2号は採決とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ご異議ないものと認め、陳情第2号 医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出を求める陳情書については、採決することと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時30分 再開

○委員長（小池利雄君） 会議を再開いたします。

次に、意見書を作成いたしましたので、事務局から配付いたさせます。もう配付は終わりました。

意見書案を事務局から朗読いたさせます。

事務局。

○総括主幹（宇津野 豊君） 精神障害者にも栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書案。

現在栃木県の重度心身障害者医療費の助成制度は、①、身体障害者の程度が1から2級の方、②、知的障害の程度が知能指数35以下の方、③、知的障害の程度が知能指数50以下で、身体障害の程度が3から4級の障害と重複している方となっております。憲法第14条では、法のもとの平等をうたっており、我が国では障害者権利条約も批准しています。また、障害者差別解消法も制定され、県においては障害者差別解消条例もつくっていただきました。

このような状況にありながら、身体、知的障害者に適用されている栃木県重度心身障害者医療費の助成制度では、精神障害は除外されています。

よって、栃木県に対し、精神障害者を栃木県中度心身障害者医療費の助成制度の適用対象とするよう、必要な措置を講ずるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年、これは最終日になりますが、3月20日。大田原市議会議長、高野礼子。

提出先、栃木県知事、福田富一様。

以上です。

○委員長（小池利雄君） それでは、ただいまの意見書の案の内容について検討をお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） それでは、ただいま作成した意見書は、私を提出者とし、委員全員の賛成者、委員の賛同者を賛成者として議長に提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ご異議がないので、では署名をお願いしたいと思います。

提出日は、定例会最終日、3月20日といたします。

◎散 会

○委員長（小池利雄君） 以上で当常任委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして常任委員会を散会いたします。

午前11時43分 散会